

人と人をつなぐ ふれあい広場

情報ネット



くらし

一人暮らし高齢者宅防火診断

一人暮らし高齢者宅防火診断にご協力ください。消防署では、70歳以上で一人暮らしをしている人(無作為抽出)の住宅防火対策として、防火診断を行っています。

内容…

- 電気・ガス・石油器具などの正しい使用方法
- 防火に関する相談
- 住宅用火災警報器の設置状況確認
- ※消防署の名前をかたって悪質な訪問販売をする業者がいるため、消防職員が訪問する際には身分証明書(消防手帳)を提示します。

●消防署

☎ (92) 1311

救急車の適正利用にご協力を

市では、現在3台の救急車で救急出動に備えています。

救急車は、けがや急病などで緊急に病院に搬送しなければならない傷病者のためのものです。緊急性がないのに救急車を要請すると、本当に救急車が必要な命の危険がある重症患者への対応が遅れてしまうことも考えられます。

●平成27年中の救急出動件数

2,147件

●1日平均 約5.8件

緊急性がなく自分で病院に行ける場合は、救急車以外の交通機関などを利用してください。

尊い命を救うために、救急車の適正な利用をお願いします。

●消防署

☎ (92) 1311

春の農作業安全確認運動

3月12日(土)～5月15日(日)は、平成28年春の農作業安全運動確認期間です。県内でも毎年平均7人が、農作業中の事故で亡くなっています。農作業中の安全に心掛けましょう。

主な事故例…

- 乗用トラクターの転倒
- ロータリーへの手足の巻き込み
- 機械入出時に納屋との間に挟まる

主な確認事項…

- 衣類が機械に巻き込まれないよう、作業に適した服装をしていますか。
- 作業内容や作業場所を家族などに伝えてありますか。
- 緊急時に連絡がとれるよう、携帯電話を持って作業に出かけていますか。
- 機械のつまりを取り除くときは、エンジンを止めていますか。

●産業経済課農政畜産班

☎ (93) 4943

過激派アジト発見にご協力を

●過激派とは

私たちの社会を暴力で破壊、転覆しようと企てる反社会的な集団です。

●非公然アジトとは

過激派が単身や夫婦など、善良な市民を装い、マンションやアパートに潜み、「テロやゲリラ」事件を引き起こすための準備をしている場所です。

あなたの周りにこんな人、武器を製造しているところはありませんか？

- 部屋への出入りの際、周囲を異常に気にしている
- 近隣の住民と接しないようにしている
- 部屋の中で工具類を使う音がする
- 火薬・薬品類の臭いがする

もし、あなたの周辺で「あれ？なにか変だぞ！」と思ったときは、迷わず110番または成田警察署まで連絡してください。

●成田警察署 ☎ (27) 0110

3月の学校給食費振替日

口座の残高不足で引き落としできないことがありますので、振替日前に確認し、期限までに入金してください。

対象…3月分

入金期限…3月9日(水)

振替日…3月10日(木)

●学校教育課指導班

☎ (93) 7659



環境

道路の里親
アダプトプログラム

アダプトプログラムとは、市民や事業所の皆さんが一定区間の道路の里親になって、ボランティアで清掃・美化活動を行う制度です。

現在、約1,100人の「道路の里親」が活躍しています。登録は随時受け付けていますので、詳しくは問い合わせてください。

●アダプトくん

市アダプトプログラム

マスコットキャラクター



●環境課リサイクル推進班

☎ (93) 4946



福祉

デイケアクラブ

精神疾患や精神の障がいから「日常生活が思うようにできない」、「人と交流するのが苦手」など、悩みをもつ人の社会参加を目的とした集団活動を月に1回行っています。

日時…3月18日(金)

午後1時30分～3時

場所…保健センター 内容…座談会

対象…18歳以上で、精神科などに定期的に通院している人

費用…300円(お茶代)

●社会福祉課障害福祉班

☎ (93) 4192

ひとり親家庭の皆さんへ
児童扶養手当を支給しています

父母の離婚などにより、父・母または親に代わって児童を養育している人に支給される手当です。

手当月額…平成28年4月に改定あり

児童数	全部支給	一部支給
1人	42,000円	受給者の所得に応じて、41,990～9,910円
2人	47,000円	5,000円を加算
3人～	1人増加することに3,000円を加算	

対象…次に当てはまる児童(※)を監護または養育している人

※18歳に達する日以後、最初の3月31日までの児童(身体や精神に一定の障がいがある児童は、20歳未満までが対象)

○父母が離婚した後、父(母)と生計を同じくしていない

○父または母が死亡した

○父または母が重度の障がいの状態にある

○父または母の生死が明らかでない

○父または母から1年以上遺棄されている

○父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた

○父または母が1年以上拘禁されている

○母が婚姻によらないで懐胎した

○父母とも不明である

※所得制限を超えているなど手当を受けられない場合があります。

●申請先 子育て支援課児童家庭班

☎ (93) 4497

戦没者などのご遺族の皆さまへ
第十回特別弔慰金の支給が決定

支給には、手続きが必要です。

詳しくは問い合わせてください。

対象…平成27年4月1日現在、戦没者などの妻や父母などの遺族がいない場合に先順位の遺族1人に支給
支給内容…○額面 25万円

○5年償還の記名国債

請求期間…平成30年4月2日まで

※期間を過ぎると請求できません。

●請求先 社会福祉課障害福祉班

☎ (93) 4192

中途失聴者・難聴者のための
手話学習会・談話会

耳代わりの要約筆記(話し手の言葉を要約して、書きながらスクリーンに投影)でサポートします。

日程・場所…

■手話学習会 3月5日(土)

佐倉市中央公民館<佐倉市錦木町>

■談話会 3月27日(日)

八街市中央公民館<八街市八街>

時間…午後1時30分～4時

費用…テキスト代1,000円

(初回のみ)

申込み…不要

●NPO県中途失聴者・難聴者協会

印旛香取事務所 板倉

☎ 090(5302)0385

FAX 043(461)6533

広報とみさとでは、有料広告を募集しています。お気軽に問い合わせてください。

「広報とみさと」に広告をのせてみませんか？ 詳しくは問い合わせてください

【問合わせ先】秘書広報課秘書広報班 ☎ (93) 1112

有料広告
スペース

有料広告
スペース

有料広告
スペース